

船舶インシデント調査報告書

平成30年5月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成29年11月18日 12時35分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市城ヶ島南西方沖 城ヶ島灯台から真方位250° 3海里付近 (概位 北緯35° 07.1′ 東経139° 33.3′)
インシデントの概要	引船駿河丸は、えい航索の切離し作業中、えい航索が推進器に絡んで運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年11月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 駿河丸、213トン
船舶番号、船舶所有者等	141809、東京汽船株式会社、株式会社日産マリンサービス
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約11～18m/s、視界良好 海象：波高 約1.8m
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、作業員等10人を乗せ、‘船首ボラードに係止したえい航索（直径約90mm）の切離し作業’（以下「本件作業」という。）を開始した。</p> <p>本船は、船長が、船橋で操船を行い、えい航索を緩ませようとして前進していたところ、突然主機が停止し、運航不能となった。</p> <p>船長は、えい航索の状況を確認していなかったため、緩んだえい航索が本船の下方に入り込み、推進器に絡んで主機が停止したものと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、城ヶ島南西方沖において本件作業中、船長が、えい航索の状況を確認せずに前進を続けたことから、緩んだえい航索が本船の下方に入り込み、推進器に絡んで主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、城ヶ島南西方沖において本件作業中、船長が、えい航索の状況を確認せずに前進を続けたため、緩んだえい航索が本船の下方に入り込み、推進器に絡んで主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関を使用しながらえい航索の切離し作業を行う場合は、えい航

	索の状況を確認すること。
--	--------------